

令和6年3月5日

京都市都市計画局

(担当：住宅室住宅管理課)

電話：075-222-3631

京都市市営住宅空き住戸の更なる利活用に関する提案募集

京都市では、市営住宅の空き住戸を民間事業者の資金とノウハウで改修し、若者・子育て世帯向けに手ごろな家賃で賃貸する「京都市若者・子育て応援住宅(こと×こと)」をはじめ、こども食堂、障害者グループホーム、地域交流拠点の開設など、生活支援サービスの充実や地域コミュニティの活性化、地域課題の解決等に資する市営住宅空き住戸の活用を進めています。

この度、活用可能な市営住宅団地や主な活用用途等をお示しし、更なる空き住戸の利活用の御提案を幅広く募集いたします。

併せて、社会的ニーズの高い福祉目的での利活用については、福祉関連団体との連携のもと、活用提案の審査や活動に関する助言、支援等を行う協議会を設置し、福祉サービスの更なる充実を図ります。

1 利活用に係る提案の募集

(1) 応募資格

特定非営利法人(NPO法人)をはじめ、各種法人・団体等(営利・非営利問わず。)

(2) 募集する活用用途等

利用目的	活用用途例
若者・子育て支援	地域子育て支援拠点、こども・若者交流拠点・居場所づくり(こども食堂、学習・生活支援拠点)
福祉的活用	高齢者・障害者の交流拠点、高齢者・障害者等の相談支援や日中活動拠点、障害者グループホーム
地域・活性化、文化・まちづくりの推進等	地域交流拠点・多世代交流拠点(コミュニティサロン)、団地内交流カフェ、若手芸術家向けのアトリエ兼住戸

(3) 募集対象団地

洛西・向島ニュータウン内の市営住宅、大受市営住宅(親子ペア住戸)、醍醐中山市営住宅(親子ペア住戸)

※ その他の市営住宅については、個別に御相談ください。

(4) 応募方法

詳細は募集要項のとおり。まずは、本市まで事前に御相談ください。

【募集案内のホームページ】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000323166.html>

(5) 手続の流れ

事前相談 ⇒ 活用住戸の選定等 ⇒ 自治会協議 ⇒ 国との協議 ⇒ 使用開始

※ 使用に当たり、本市において国土交通省との協議のうえ「行政財産目的外使用許可」の手続を行います。

2 市営住宅空き住戸の福祉活用に係る支援協議会

(1) 設置目的

市営住宅の空き住戸を福祉目的で活用するに当たり、活用提案の審査や活動に関する助言、支援等を行い福祉サービスの更なる充実を図ります。

(2) 構成団体等

区分	構成団体（順不同）
障害者福祉団体	京都市居宅介護等事業連絡協議会、京都市生活介護等事業連絡協議会、京都市身体障害者福祉施設長協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、京都精神保健福祉施設協議会、京都市重度障害者グループホーム連絡会、きょうされん京都支部
高齢者福祉団体	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会、京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会
オブザーバー	京都市社会福祉協議会、京都市居住支援協議会
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

<お問い合わせ先>

郵便番号：604-8571

住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階

担当：京都市都市計画局住宅室住宅管理課（管理運営担当）

電話番号：075-222-3631